平成26年4月15日

各 位

会社名　阿波製紙株式会社
代表者名　代表取締役社長　三木　康弘
（コード番号：3896　東証第二部）
問合せ先　取締役執行役員 経営管理部長　吉井　康夫
（TEL．088－631－8101）

定款の一部変更および補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、平成26年4月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」「補欠監査役候補者選定の件」を平成26年6月26日開催予定の当社第100期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1．定款一部変更の件

(1)変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役及びその選任の効力に関する規定を新設するものです。

(2)変更の内容

変更の内容は次の通りです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の選任）	（監査役の選任）
第28条　【条文省略】	第28条　【条文省略】
2　【条文省略】	2　【条文省略】
【新　設】	3　当会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
【新　設】	4　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（監査役の任期） 第29条　　【条文省略】 2　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（監査役の任期） 第29条　　【現行どおり】 2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により、選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。

(3)日程

定款変更のための株主総会開催予定日　　平成26年6月26日（木）
定款変更の効力発生予定日　　平成26年6月26日（木）

２．補欠監査役候補者の選任

(1)補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第２項の規定に基づき、予め補欠監査役１名を選任するものであります。

なお、本議案は上記「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2)補欠監査役候補者

氏名 （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
竹内　洋一 （昭和22年7月20日生）	昭和51年２月　税理士登録 昭和61年８月　公認会計士登録 平成２年８月　渦潮監査法人設立 代表社員（現任） 平成15年７月　さくら税理法人設立 代表社員（現任） （重要な兼職の状況） 渦潮監査法人代表社員 さくら税理士法人代表社員	ー株

（注）１．候補者は当社の税務顧問先のさくら税理士法人の代表社員であります。
２．竹内洋一氏は補欠の社外監査役候補者であります。
３．竹内洋一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年の公認会計士として培われた専門的知識及び経験を当社の監査に活かしていただくためであります。

以　上